

令和元年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和元年6月12日

閉 会 令和元年6月14日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月12日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君
2 番 川 崎 憲 二 君

議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案の上程・提案理由の説明

議案第16号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第18号 令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

議案第19号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第20号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第21号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第22号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第6 議案第16号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第7 議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和元年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番小鹿重一君、2番川崎憲二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月14日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第3号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第4号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第5号、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を

求める陳情書、陳情第6号、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成31年3月村議会定例会以降の行事、会議等についてご報告申し上げます。主なるものについて申し上げます。

まず、3月13日、蓬田中学校の卒業式があり、これに出席をいたしました。

3月19日火曜日ですが、青森県消防功労者表彰式がありまして、青森市に出て、出席しております。

3月20日水曜日は、蓬田小学校卒業式がございまして、これに出席しました。

3月25日、青森地域広域事務組合議会の定例会が開催され、出席しております。

3月27日、蓬田村土地改良区総代会がふるさと総合センターで開催され、出席しております。

4月8日月曜日、午前には蓬田小学校の入学式、そして午後には蓬田中学校の入学式が挙行され、出席しております。

4月10日、蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席しております。

4月14日、蓬田村消防団春季火防演習が行われましたので、これに参加しております。

4月18日、蓬田村緑化推進委員会の総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

4月19日金曜日、外ヶ浜地区春の安全・安心まちづくり大会が開催されましたので、出席しております。外ヶ浜町中央公民館でございます。

4月26日金曜日、青森県山岳遭難協議会外ヶ浜支部定時総会が外ヶ浜警察署で開催されましたので、出席しております。

5月10日金曜日、外ヶ浜地区交通安全協会蓬田支部の総会がございましたので、出席しております。

5月12日、交通安全母の会によるマスコット配布が玉松海水浴場で行われましたので、参加しております。

5月15日、蓬田村地域農業再生協議会、これは米の転作あるいは作付、これらの計画を協議するものでございますが、これがふるさと総合センターで開催いたしましたので、これに出席しております。

5月16日、日本水道協会青森県支部総会が十和田市で開催されましたので、出席をいたしました。

5月17日金曜日、蓬田村議会第1回臨時会が開催されました。

同日ですが、夜に蓬田村商工会総会がよもぎ温泉で開催されましたので、それに出席をいたしました。

5月19日日曜日ですが、蓬田中学校の運動会が開催されましたので、出席をいたしました。

5月22日水曜日、村内田植え督励巡回ということで、私あるいは担当、それから村議会、農協ということで、3者で村内を巡回し、督励をしてみました。

5月27日月曜日から5月29日水曜日まで、全国簡易水道協議会の決起大会及び総会がございまして、奈良県奈良市で開催されました。なお、私が簡易水道部会長、県の部会長ということでございまして、旅費等は青森県支部が負担ということでございます。

5月30日木曜日、東津軽郡町村会の総会が青森市内で開催されまして、今までは私が会長であったんですが、5月31日以降、会長が外ヶ浜町長になるということで決定をいたしました。

6月2日日曜日、蓬田小学校の運動会が開催されましたので、これに出席しております。

6月8日土曜日、外ヶ浜町消防団定期観閲式が外ヶ浜町でありましたので、出席しております。

6月9日日曜日、今別町消防団定期観閲式が開催されましたので、今別町に出張しております。

以上のおり報告をいたします。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案7件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和元年第2回蓬田村議会定例会の開催に当たり、提案いたしました議案7件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第16号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第17号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、蓬田村介護保険条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第18号、令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、県支出金288万4,000円などを増額し、諸収入450万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費909万8,000円などを増額し、総務費881万6,000円などを減額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに154万8,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ20億7,286万円となるわけであります。

議案第19号、令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入として繰入金250万1,000円を増額し、歳出として総務費250万1,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに250万1,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ4億7,758万円となるわけであります。

議案第20号、令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入として繰入金17万1,000円を増額し、次に歳出として総務費17万1,000円を

増額しております。

この結果、歳入歳出ともに17万1,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ9,206万7,000円となるわけであります。

議案第21号、令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入として国庫支出金40万5,000円、繰入金27万1,000円を増額し、歳出として総務費67万6,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに67万6,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ4億8,774万8,000円となるわけであります。

議案第22号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るために提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第6 議案第16号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
○議長（木村 修君） 日程第6、議案第16号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 議案第16号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。

地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

主な改正点について説明させていただきます。

新旧対照表の2ページをごらんください。

中段、2項に、基礎課税額の上限額を58万円から61万円に引き上げとなります。

次に、3ページをお願いします。

中段、23条第2号で、軽減判定において被保険者の数に乗ずるべき金額をそれぞれ5割軽減の対象となる世帯については27万5,000円から28万円に、また、下段、23条第3号では、2割軽減の対象となる世帯は50万円から51万円に控除額を引き上げるものです。附則。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 説明を受けましたけれども、具体的には、引き上げという感じになるのかどうか、その辺きちんと説明していただけますか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 国民健康保険税の内訳として、国保分で2条の2項のところ
で課税の上限が58万円から61万円に引き上げるとい、3万円引き上げることになります。また、後期高齢分とか、その他介護保険分については、引き上げにならなくて、総額で国保税の上限額が96万円という形になります。

また、軽減の部分ですけれども、5割軽減の部分、これが23条の2項で言いましたけれども、27万5,000円から28万円になって、軽減の金額が多くなるということになっております。また、2割軽減の部分も50万円から51万円と軽減の額がふえるということになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 上限が96万円になるって、今までは幾らで、引き上げになるということでもいいんですか。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 平成30年までは93万円でした、上限額が。今回の条例改正で、96万円の最高上限額となります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 今までも国保税に関しては、幾度となく天井が上がってきたわけですが、そのたびに条例改正されてきました。この条例改正案にという村からの指示は、国からの指示なのか、それとも指導なのか、どちらとして我々にとってよろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） これは、国で決まったのを、村のほうで税改正という形をお願いしております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） この条例案には賛成できません。

今までも、この選挙期間中でも、やっぱり国保税が高くて支払いができないという声が一番高くて、生活が大変だというのが住民の実感なわけです。国保税の上限をまた引き上げるということは、高額所得者であればいいんでしょうけれども、一般の農家や自営業の場合だともう負担がひど過ぎて、漁師の皆さんも、何のために働いているかという税金を納めるために働いているという感じが強いわけです。幾ら国が引き上げを法律で決めても、村は村で独自に決めることができるわけですから、無理して国に準ずる必要がないわけです。

そういう意味で、支払いができる国保税にするためにも、何としてもやはりこれからは引き下げをするということに重点を置かないと、住民の皆さんは生活ができなくなってしまうということを訴えて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第17号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第17号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、村の条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

現在、村では、介護保険料が1段階から9段階まであります。その中の、今回の改正部分は1段階から3段階までで、低所得者に対するさらなる軽減を図るものです。

新旧対照表ですが、改正後の第2条第2項中で、平成30年度から令和2年度までの保険料を定めるものです。2項の中の第1段階に該当している人は、平成30年度には3万6,720円としたものを、令和元年度、2年度には3万600円とするものです。

また、3項、4項の文中ではわかりにくい表現となっていますので、現在の保険料がどう変わるのかで説明したいと思います。

3項については、現在2段階に該当する人で6万1,200円から5万1,000円になります。4項については、3段階に該当する人で6万1,200円から5万9,160円と改正するものです。

なお、この条例は、平成31年4月1日から適用のものです。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 1段階から3段階までは引き下げになるということで、それで4段階から9段階までは引き上げになるということなんですか。それとも、据え置きになるんですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 現在、国ほうから法律の改正があつて、現在のところは1段階から3段階までの低所得者だけを軽減するということです。

それから、4段階から9段階までは、現在のところは軽減の措置はないというふうになっておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 介護保険料の改定ではないですよね。3年ごとに料金改定していただきますけれども、今の時期に出るということはどういう意味なのか、もうちょっとかいつまんで説明していただけませんか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 今の時期といわれると、国のほうから指示があつてこういうふうになつて……これは、令和元年10月から消費税率の10%への引き上げに合わせて、さらなる軽減の強化を行うということが国会のほうでいわれていて、今回の改正が必要となつたことです。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よつて、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時08分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員